

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第14回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年3月14日（金）13：00～14：32

場所 経済産業省本館17階 第1特別会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第14回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

中部電力は、本日も、説明者として勝野取締役副社長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行を安念委員長にお願いいたします。

2. 中部電力株式会社の電気料金値上げ申請に係る査定方針案（案）について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、中部電力の査定方針案について、議論をしていただきます。また、国民の声としてお寄せいただきました195件の意見は、1月24日の第11回電気料金審査専門小委員会で意見そのものを配付した上でホームページにも公開しておりますが、今回は、査定方針案を策定するに当たりいただいたご意見に回答を付して公表する予定ですので、今回は回答案を事務局にまとめていただいております、資料4として配付しております。

それでは、まず査定方針案の案について、事務局から一通りご説明をいただきまして、各委員からご意見を賜りたいと存じます。では、よろしく願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

まず、資料の3でありますけれども、査定方針案の案であります。

それから、先に資料の4ですけれども、今ご紹介がありましたけれども、国民の声でご意見をいただいております。それにつきまして、例えば次のページにありますけれども人件費、燃料費、その他個別の原価、レートマーク、経営効率化等々でありますけれども整理をいたしております。

見解の中身、回答につきましては、今回これからご説明します査定方針案を引っ張るといいますか、査定方針案を踏まえた形で作成をしております。後ほど、ご確認いただければと思います。

それから、資料の5は、いつものとおり議事概要ですけれども、参考資料の1として、消費者庁さんからいただきましたチェックポイント、これに対する回答を、これも査定方針を引く形でまとめております。

それから、参考資料の2ということで、前回の委員会で多少ご質問があった点につきまして資料を配付しております。

説明は、今回は省略したいと思います。

それでは、資料の3でありますけれども、査定方針案についてご説明いたします。

大部でありますので、ポイントに絞ってなるべく簡潔にご説明したいと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、「はじめに」というところで、審議の経緯を書いてございます。3ページであります。昨年10月29日に中部電力から料金認可の申請が出されております。第6回のこの委員会以降、これまで9回開催をいたしております。消費者団体、中小企業団体、消費者庁からも毎回オブザーバーとして来ていただいております。

それから、先ほどのとおり公聴会や「国民の声」を実施しております。4.ですけれども、昨年の第9回の委員会以降、委員の方々には2人から3人、一組となりまして、担当分野につきまして、査定方針案検討を行っていただいております。

事務局等に対するヒアリングは、延べ101回、約126時間に及んでおります。

また、経済産業省は、別途、電気事業法107条の規定に基づき立ち入り検査である「特別監査」を実施しております。特別監査の結果につきましては、委員にもご確認をいただいております。

7.ですけれども、委員は事務局に対しまして担当分野におきます査定方針案の策定を指示いたしまして、事務局は指摘を踏まえながら作成し、確認いただいたというのが、きょうお示ししている査定方針案でございます。

分担表は4ページのとおりであります。5ページ、基本的な考え方でありまして、6ページに行っていただきまして、値上げの申請につきましては、算定規則、あるいは平成24年にまとまりました有識者会議の報告書、それから東京電力以降6社の申請の結果を踏まえました審査要領、こうしたものに基づきまして、電気事業法の規定にもあります「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」ということを確認していくということでございます。

その結果、下のほうに1から順番に、まず全体を貫く基本的な考え方を書いてございます。

1番は、値上げが必要な状況における費用の優先度ということで、公益的な目的のものを除く普及開発関係費、寄附金、団体費を原価に認めないと。それから、社会通念上不適切なもの、交

際費、政治献金、書画骨董等については、原価に入れることを認めないということが1.であります。

(2)ですけれども、契約あるいは法令に基づいて発生する費用のうち算定法の定めのあるもの、これにつきましては、事実関係あるいは算定法を確認して、それにのっとっているかということを確認するということでもあります。

(3)ですけれども、資材調達や工事・委託事業等に係る費用でありまして、今後契約を締結する、あるいは交渉を行うというものにつきましては、削減を求めることが困難であるものを除き入札の実施による効率化の努力の実績や、他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行うということでもあります。

これまで関西、九州、東北、四国、北海道におきましては、東京電力と委託人件費、これは構成要素ですけれども、委託人件費等につきましてはの比較を行い、東京電力が第三者の目を入れていただいた上で、10%の調達価格削減を織り込んだということを勘案しまして10%に満たない場合には未達分を減額するという査定を行っていたところでございます。

今回、中部電力の申請におきましては、同じ方針で行うということでもありますけれども、中部電力におきましては、本体におきましては10%、子会社・関係会社はさらに深掘りしまして合計で10.31%の効率化を織り込んでいるということでございます。

したがって、この水準は東京電力及び関西電力等の査定の水準と同等になっていると。価格、柱といいますか価格そのものにつきまして、今回も同じように中部電力と東京電力の委託人件費単価を比較したところ中部電力のが低い水準にあると。その他、他の仕様を見ましても、低い水準にあるということで、以上、勘案しますと、中部電力の10.31%という設備投資等の効率化の織り込み、これにつきましては妥当であると、適当であると考えられるということでもあります。

(4)の子会社の点は、先ほど申し上げたとおりでございます。(5)でありますけれども、相談役、顧問等に関する費用でありますとか、あるいは宿泊、体育施設等の厚生施設の費用につきましては、原価算入を認めない。

それから、その他、人件費、修繕費、事業報酬等、メルクマールが査定方針まで記載されているという品目につきましては、このメルクマールに従って査定を行うということでもあります。

個別の品目に入ります。

人件費であります。構成は、これまでの解説と同じでありまして、最初に人件費そのものの概要がありまして、今回の申請の概要がありまして、審査要領の抜粋、それから「公聴会」、「国民の声」等いただきました主なご意見、それについて書いてございます。

14ページに行きまして、検討の結果でありますけれども、まず人員計画、人の数につきましては、⑥にありますけれども他の一般電気事業者との生産性の比較ということで、これまでもやっておりますけれども、契約口数につきましては、10社平均より若干低いということでありまして、1人当たりの販売電力量及び売上高は10社平均より高いという水準にあるということでありまして、生産性は高いのではないかと考えております。

また、16ページであります、役員数につきましては、20年の改定から社内取締役を2人、監査役を1人減員されています。

それから、役員報酬の水準でありますけれども、審査要領に定める国家公務員の指定職の給与の水準、1,800万円と同等の水準の申請となっているということでありまして。

したがって、以上につきましては妥当なものであるということでございます。

続きまして、従業員1人当たりの年間の給与水準でありますけれども、申請自体は審査要領で定められました方法に沿って算定が行われております。したがって、フォーミュラといえますか、算定の仕方そのものについては特段問題がないということでございますけれども、よって立つもとのデータ、これは賃金構造統計調査等を用いておりますけれども、そのデータがこの2月に新しいデータになりましたので、それを反映するというところであります。

その結果、18ページでありますけれども、棒グラフがありますが、中部電力の申請は1人当たり624万円というのが申請の水準であったところ、その方法を適用しますと623万円になるということで、1万円分の減額査定になるということでございます。

19ページでありますけれども、その他相談役顧問に関連する費用でありますとか、地方議員の兼務者の人件費は、原価に算入されていないということを確認していただいております。

それから19ページの下の方ですけれども、基準外賃金につきましては、これは他の査定と同じですが、他の一般電気事業者の平均値と同等の水準になっていることを確認したと。

それから20ページでありますけれども、出向者につきまして、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められる者のみ原価算入を認めるということで、逆に言いますと、ここに書いております名古屋大学及び浜松医科大学への出向者、合計3名につきましては、寄附講座への出向であるということで、寄附金はそもそも原価には算入しないということでありまして、原価算入を認めないという査定方針になってございます。

21ページ、退職給与金につきましては、これも他社と同じですけれども、人事院の調査あるいは中央労働委員会の調査の1,000人以上の企業の平均値というものに沿ったものになっているということでございます。

22ページ、法定厚生費であります、いわゆる健康保険料、雇用保険料等につきましては、そ

れぞれ制度に基づきまして、機械的に計算されていることを確認しております。健康保険料の事業主負担割合でありますけれども、これにつきましては徐々に下がっていくという形で算定がされておまして、28年度末に53%台の負担割合となるということで、これは、先行他社と同様の考え方で妥当であるということでございます。

23ページ、一般厚生費でありますけれども、まず全体の水準につきましては、1,000人以上の企業の平均値と比較するということで、これにつきましては、これ以下の水準にあることを確認しております。

それから、先ほどありましたとおり、宿泊施設、体育施設等の厚生施設に係る費用につきましては、原価に含まれないことを確認しております。

24ページ、委託検針費、集金費、雑給でありますけれども、全産業との比較ではなく、他の一般電気事業者との比較を行うということで、これまでやっておりますけれども、他社と比較した場合、平均以下の水準になっているということでございます。

続きまして、燃料費であります。これも最初、概要がございますけれども、まず、検討の結果、28ページであります、メリットオーダーの確認ということで、単価の安いものから発電が計画されているかということについて、確認をいたしております。

29ページ、これも大きな議論ございましたけれども、特に一般水力の発電量につきまして、これにつきましては可能な発電電力量から溢水電力量を控除して算定するということになってございます。

今回、中部電力の申請におきましては、21年度以降溢水電力量がふえたということで、過去3カ年の停止率をもとに想定をいたしております。

その理由としましては、近年の集中豪雨の発生、それから②ですけれども過去、保守の効率化を行ったことによる反動が考えられるということでございます。

しかしながら、ここにはゴリンおりましたように、①気象につきましては、それが継続するかどうか定かではないということ、②につきましては効率化は評価できるものの、過去の改定でありますとか供給計画の策定においては10年ということを算定しているということでございますので、今回、それを変更する必要はないのではないかとということで、申請の3年ではなく、過去10カ年をとることで溢水電力量を想定することが適当であるということにしております。

これに基づきまして、再度計算をし直すということであります。

30ページ、次のページですけれども、火力につきましては、メリットオーダーに基づき算定されることが確認をいたしております。

続きまして、燃料調達にかかわる費用でありますけれども、32ページからLNGについて書い

てございます。基本的な考え方としまして、過去の先行他社と同じでございます。33ページの一番下のほうのポツで書いてございますけれども、今回の申請におきましては、原価算定期間内に価格改定のある契約のうち、26年度に改定を迎えるものについては、全日本の平均の価格を適用すると。

そして、27年度、価格改定を迎えるものについては、そこから一定の価格低減効果を織り込んだ形で原価を算定されているということでございます。

そうしたものを踏まえまして、さらに将来のLNGの調達環境というものを考えまして、効率化努力を先取りした価格で査定を行うことが適当であるということでもあります。

具体的には、次のページですけれども、先行他社の査定と同様に26年度、これにつきましては、いわゆるトップランナー価格を原価の織り込み価格とするということでもあります。ただし、そのトップランナー価格の選定に当たりましては、各電力会社の調達努力を阻害しないということで、申請会社以外の一般電気事業者から選ぶということでございます。それから、2年目以降、27年、28年につきましては十分なリードタイムがあると。それから、その米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出が開始される見込みであるということでございますので、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とすることが適当であるということでもあります。

過去の関西・九州におきましては、これは最後の1年間だったわけですがけれども、今回原価算定期が1年、さらにおくれておりますので、2年間、こうした形の天然ガス価格を反映した価格織り込みとするということでもあります。それから、四国電力と同様に、マレーシアから調達するものにつきましては、日本向けの平均価格となっていますけれども、これも順次価格改定が行われるであろうということを想定して、査定を行うことが適当であるということで、これは四国と同じであります。

スポットのLNG購入価格としましては、先行電力と同様、一般電気事業者全体の平均価格を織り込み価格とするということでございます。

なお、織り込み価格の具体的な算定に当たりましては、非公表を条件に、きょう、これがまともでしたら一般電気事業者に対しまして報告徴収を行って、データを集めるということでもあります。

石炭につきましては、先行電力の査定基準でありますところの、ここに括弧で書いてありますような価格、これを下回っていることを確認しております。

また、石油につきましては、全日本通関の原油価格を算定しておりますけれども、これは季節の変動を加味するディファレンシャル方式を採用しております。これにつきましては、過去もこういうやり方をとられておりますので、コンシステンシィの観点からこれは妥当であるというこ

とではないかということであります。

核燃料費につきましては、浜岡の3号機が29年1月、4号機が28年1月に再稼働を想定しておりますが、その再稼働に伴いまして燃焼する分、これが減損額として法令に基づき算定されることを確認しております。

次に、購入電力料、販売電力料でございます。

検討の結果、39ページでありますけれども、まず、他社から購入するものにつきましてもメリットオーダーになっているということを確認いたしております。

39ページの下のほう、取引所の活用でありますけれども、申請におきましては、至近の取引実績に基づき算定するというので、徐々にふえていくということで、算定はされておりました。

しかしながら、より、さらに検討の結果、必要な8%の予備力を確保した上で、なお活用することが可能と考えられる部分、これにつきまして、ちょっと複雑ですけれども、原価算定期間における各月ごとのメリットオーダーで需給バランスを策定すると。その上で、稼働中及びバランス停止のユニットの限界費用を売りと買い、それぞれについてで算定をするということで、過去の約定価格とこまごとにマッチングさせ、売り・買いともに約定量及び約定額、利益額を算定するというので、それと申請と比較しまして、より売れるという分については、その分の原価削減を見込みますし、より買ったほうが安いという分につきましては、その分、原価を減額するというのでございます。

45ページ、46ページに試みとしまして、模式図といいますか、今回どういうことでそうなったのかというのを一応書いてございますけれども、これ、でも、わかりやすいかどうか余り自信ないんですけれども、いずれにしても、想定される原価費用と取引上の価格の差分につきまして、それを想定し原価を減らすと、査定するというのでございます。

それから、(3)ですけれども、原子力発電における購入電力ということで、中部電力、北陸電力及び日本原電から原子力発電による電気を購入するという契約を結んでおりまして、それに基づく費用が入っております。

もともとこの費用につきまして、受電量に応じて支払う電力料金と基本料金の組み合わせになっておりますけれども、今回、受電量ゼロでございますので、電力量料金は原価算入をされておられません。

他方で、維持管理費、安全工事対策、こうしたものにつきましては、これもこれまでの先行他社と同じでございまして、契約の相手方との共同開発であるということと、したがって自社同様負担する義務があるということで、必要最低限のものについては算入を認めているということでございます。

他方で41ページの2つ目のポツですけれども人件費や修繕費につきましては中部電力自身による効率化努力と比較しまして、足らざる部分については原価から減額するというところでございます。

次のページ以降、さらにその他の検討結果ということで、購入電力量に含まれます広告宣伝費、寄附金、団体費などの査定等を書いてございます。

ちょっと飛んでいただきまして、次の項目でありますけれども、設備投資の関連費用であります。50ページに飛んでいただきます。

検討の結果ということでありまして、55ページになりますけれども、固定資産につきましては、既に申しましたとおり経済産業省におきまして特別監査を実施しております。その上で、固定資産が電気事業の運営にとって真に必要なものであるかどうかについて、例えば先行投資でありますとか、不使用設備等々につきましては、レートベースから除くという査定を行っております。

具体的には、送電線のあき回線でありますとかあき管路、それから社宅のあき室分、こうしたものについて査定を行っております。

それから、56ページですけれども、これは査定とは直接関係ありませんが、今回中部電力におきましては、いわゆる利益の剰余金等につきまして、繰延税金資産分を控除した上で相当する額をレートベースから自主的にカットされているということでございます。

57ページ、特定投資につきましては、石炭資源開発等に対する出資金が含まれておりますけれども、これは先行他社同様、特定投資の趣旨に合致すると考えられるということであります。

それから、58ページですけれども、核燃料資産につきましては、原子力発電所の稼働量の低下、これに伴いまして、新契約の締結見送りでありますとか、繰り延べということで、調達量を削減しているということを確認いたしております。

次の日本原燃の前払い金につきましては、先行他社の査定と同様でございます。

細かいですけれども、60ページであります。設備投資の関連ということで、支店の新築工事に係る費用が算定されておりますけれども、値上げを行う局面では優先度が高いと認められないということで、原価から減額をいたしております。

また、下から2つ目ですけれども、PR館に付随する屋外施設につきましても、電気事業には直接関係をしないということで、原価から除くべきであるとしております。

また、この前、お話がありましたけれども、子会社トーエネックが過去に行った不適切な請求ということで申し出がございました。これに基づきまして、減価償却費、固定資産除却費、事業報酬等から減額をするということでございます。

続きまして、事業報酬についてでございます。

検討の結果につきましては、66ページをごらんいただければと思いますけれども、事業報酬は算定式が決まっております、 β 値をどのようにとるかということが、これらの議論でございました。これ、 β 値は何かという点につきましては、前のほうにいろいろ書いてございますけれども、ただ一般的な事業会社の経営リスクと比較して、電気事業との認識があるかということを決めるものでございます。

これまで、震災の前と後で、相当リスクについては異なっているということで、3・11の日から申請日までとってきたと。これ、東電のケースであります。それから、関電、九電につきましても、3・11からこの審査専門小委員会での査定方針取りまとめ日までということにしていまいりました。ただ、そこから既にもう3年程度たつてございますので、今回どうするかということでございますけれども、(4)に結論がございしますが、1年未満とした場合には非常に β 値が大きく変動すると。それから、震災以降、半年程度は非常に高騰しているという、69ページのほうに表がございしますので、結論としましては、査定方針の取りまとめ日を終点としましてさかのぼること直近2年間ということを妥当と考えるということでございます。

この結果、査定方針案取りまとめ日がきょうなのかどうなのかっておりますけれども、直近で計算しますと β 値は(6)にありますとおり1.04となります。

これより計算されます事業報酬率は3.0%というふうになりまして、申請は2.9%でございますので、それを下回っているということで、この申請は妥当であるという結論に達しております。

続きまして、72ページの修繕費でございます。

検討の結果、75ページであります、これ、審査要領におきましてメルクマールとしまして帳簿原価に占める修繕費の割合という、修繕比率を求めています。これにつきましては、過去5年間で見ますと修繕比率を下回っているということで、メルクマールに沿っているということでございます。

他方で、(2)でありますけれども、配電設備の取替え修繕費が、前回改定あるいは直近と比べても大幅に増加していると。これにつきまして経年劣化に伴う更新計画が始まるためだということご説明でございました。

これにつきましては、さまざまなリスクでありますとか、開発も行った上で計画を立てておられるということがありますけれども、原価算定期間より前に着手することが可能であったものにつきましては、そうすべきであったということで、着手しなかったために増加した費用については、今回原価から減額するという査定方針になってございます。

続きまして、公租公課でありますけれども、78ページ以降であります。80ページであります、先ほどのトーエネックの不適正な請求に伴う削減でありますとか、あるいはその他印紙税法であ

りますとか、復興特別法人税でありますとか、さまざまな税制改正の結果を反映したものとして、これは機械的に計算しているということでもあります。

81ページから原子力のバックエンド費用でありまして、最初は制度等が書いてございますけれども、87ページで使用済み燃料の再処理費であります。

これは、法律がございまして、その法律に基づき基本的には算定をされているということでもあります。ただ、その中に含まれます②のような広告宣伝費、寄附金、団体費、この中に広告宣伝費が入ってございますけれどもこれについては認めないということでもあります。

88ページで、廃棄物処理費、これにつきましても最終処分に関する法律、それから原子力発電所の解体費、これにつきましても解体の省令に基づき算定がされていることを確認したということでございます。

89ページ以降、その他経費でございます。さまざまな項目があるということをその次のページ以降で書いてございますけれども、結果につきましては95ページになりまして、それぞれ個別に書いてございます。

過去と違って、若干ちょっと違っているといえますか、ということだけ申し上げますと、(3)の消耗品費で例えば情報処理帳票、これは定期検査等のご案内を行うという費用ですけれども、これは、費用の優先度を考慮しまして新しいものではございますので、原価から除くということにしております。

(5)の賃借料で、他の物件を手当てすることが困難である場所を除いて、その地域の賃借料の水準を上回る分は減額する。これは過去と同じことをやっております。

96ページでありますけれども、若干固有の話としましては、委託費の中でPCBの関連業務委託の費用が、その後、申請後、業者が選定されたということで減額されている場合には減額するということでもあります。

それから、原子力警備・防災業務関連委託につきましても、これも実績に基づいた単価に置きかえる等々でございます。

次のページでございますけれども、98ページで、普及開発関係費であります。これは、関西、九州の申請のときに非常にご議論がありまして、オール電化とかPR館の関係について算入されていたとしても、節電・省エネであってもPR的なものについてはだめだということ

になってございます。今回、それに基づきまして、同じように査定を行っております。

下から2つ目のポツで、これもご議論がありますけれども、発電施設の見学会、いわゆるバスツアーにつきましては、費用の優先度の観点から主に電源立地地域の需要家といえますか方々を対象とするものに限定して算入を認めるべきであるということで、減額したらどうかということ

でございます。

以後、非常に細かい項目が並んでおりますけれども、説明は省略いたします。

104ページ以降、スマートメーターの関連費用であります。

これにつきまして、108ページ以降、検討の結果、途中からになっていますけれども、申請後RFPという入札を実施されました。実施した結果、申請時の費用とは大分異なってくるということになったわけでございますけれども、それをどうするかという議論がございました。

109ページの下のほうにポツで書いてございますけれども最終的に昨年12月に入札の結果、相手先の選定・契約を行ったということでありまして、この過程で全体、導入完了まで非常に長期ですけれども全体の費用としては12%程度低減するということでもございました。

他方で、110ページですけれども全体としては下がるんですけれども、それをこの原価算定期間で見ますと、ふえる項目もあれば減る項目もあるということでもございました。

この前、ご議論がありましたけれども、基本的にふえる項目については増査定といいますか、ふえるものは認めないと。他方で、この最初のポツの3行目以降にありますけれども、入札の結果によって影響を受ける件名すべてについて再算定を行うということで、差分がある、つまり差がある。その場合には、原価から減額するということであります。

また、光ケーブルにつきましても、一部活用できていない部分があるということでもございますので、これにつきましては原価から一定の減額を行うということでもあります。

スマートメーターの単価につきましても同じように、入札の結果、変わってまいりますので、再算定を行いまして下がる分については、減額をするということでもあります。

また、スマートメーターの導入に伴いまして、取りかえ工事の前にお知らせのはがきを送るという計画が新たにありますけれども、これにつきましては、事前に実際に行かれると、現場に行かれるときに説明するものと同じであるということと、先行の他社にはそうした費用は想定されていなかったということでもございますので、計上を認めないという査定方針になってございます。

以上が原価でございます、112ページ以降は費用の配賦・レートメイクであります。

115ページ、詳細を委員に見ていただきまして、個別の原価計算の中で、総原価の95%が固有費もしくは直課ということで、適正に配分されているということを確認をしていただいております。

また、固定費の配分方法につきましてもサンプル調査を用いまして過大推計はされていないということでもあります。

その結果、でき上がりました料金でありますけれども、122ページであります、今回の改定におきましては、基本料金は据え置いたままで従量料金が上がっているということでもあります。

れども、今回の値上げの主たる要因が燃料費の増加であるということ、固定につきましては費用の削減とか需要の減少とか原因がありまして、相殺されてほぼ同水準にあるということで、基本料金を据え置き、従量料金を上げるということにしては妥当であると考えられているところであります。

それから、従量料金の三段階料金の格差につきましては、今回格差率を拡大させておりますけれども、これにつきましては過去の改正もそうでしたけれども、1段階目につきましては、必要不可欠な電気の使用の影響を軽減という、ナショナルミニマムの考え方、それから3段階上げることについては、省エネという効果があることが妥当であるということであります。

124ページにつきましては、選択約款で、今回さまざまな見直しが行われております。

ピーク対応料金を新たに設置するでありますとか、あるいは一定のメニューにおける機器要件、機器保有要件の廃止、それからオール電化割引の新規加入停止、早収・遅収料金の見直し等でございます。

これらにつきましては、適正に行われているということでもありますけれども、125ページの下の方にございますが、十分な周知、特に停止するものについては十分な周知等を行うことが必要であるということでございます。

以上、査定方針の内容について、ご説明をいたしました。長くなりましたけれども以上でございます。ありがとうございました。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに移りたいと思いますが、その中で個別審査のチームをつくっていただきましたので、そのご担当の範囲について、今、事務局からありました説明に加えまして、コメントがございましたら、その点についてもぜひ触れていただきたいと存じます。

では、どなたからでも結構でございます。どうぞ、ご発言のある方、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○辰巳委員

すみません。ありがとうございます。

私が担当した中でということなんですけれども。

○安念委員長

外でもいいです。

○辰巳委員

外でもいいんですか。すみません。とりあえず、じゃ、担当した中で。

スマートメーターのところを担当させてもらって、今回現場の前倒しで結構、進めていただけるようになったことは、とてもよかったと思うんですけども、その分、少し経費が関係してくるのが、ちょっと残念だと思いますが、せっかくお金をかけてやりますもので、やっぱり消費者にとって使い勝手がいいというのか、つけてもらったことによってすごくメリットがないと意味がないというふうに思うんですね。

だから、そういう意味で、そのあたりの開発を、ぜひ今後も続けてお願いしたいなというのが1つです。

それで、あと、この査定方針案の書きぶりの問題なのですが、98ページの普及開発関係のところで、公聴会でも話題になり、ここでもちょっとお話しをした発電施設等の施設見学会の件です。ポチの下から2つ目のところなのですが、書きぶりだけの問題ですけども、「主に電源立地地域を対象とするものに限定して認める」と書いてあるんですけども、「それ以外は原価算入を認めない」というふうな書き方で、同じだと思うんですけども、書いていただくほうが、何か査定方針案としてはよさそうな気がします。ぜひそのようにお願いしたいなと思います。「認める」よりも「外してください」というほうを主でよろしくをお願いします

○安念委員長

ああ、なるほど。ああ、それが。

○辰巳委員

はい。というのが意見です。

それで、それは普及開発関係の費用ですけども、その他、意見というか感想なんですけれども、中部電力さんは申請時から今までの各電力会社さんの査定を見ながら出してくださっていましたので、それほど大きく考え方を変えなければいけないというものは、余りなかったような気がしますが、やっぱり中には水力発電のように、結構自分たちにいいようなというか、中部電力さんにいいような形の申請があったように思いました。

公聴会でも皆さんのお声の中にあったのは、少しでも値上げは安くして欲しいという希望ですので、当然ですけども、委員会からの査定方針に対して、多分中部電力さんは同調してくださるものと思いますけれども、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思ったことと、以上です。とりあえず。

○安念委員長

ありがとうございました。スライド98の下から2番目のポチについては、ちょっと表現ぶりを変えたらよいというご提案でございましたよね。

そうしましょうか。意味は変わらないのだから、変えろというご意見があるなら、変えましょ

うか、それじゃ。どうします？

○松村委員

辰巳委員には大変申しわけないのですが、「地域以外のものは一件たりとも認めていない」ということはない。表現を変えて、そうとられないか少し心配です。

○安念委員長

それは、先生、おっしゃるとおりですよ。ただ、ここの「主に」は、むしろこういう意味ではないかな、「主に」と前に書かないで、「電源立地地域を主な対象とする」という意味で書かれている。だとすると、例えばの話ですよ、別にそうしなければならないというわけではないけれども、「電源立地地域を主な対象とするもの以外は原価算入を認めるべきでない」とすると、意味としては同じことになるかなという気がしますね。

平場で修文を議論してもしようがないから、意味が変わらない範囲で、私にお任せいただいてもよろしゅうございますか。じゃ、そうさせてください。

ありがとうございました。

ほかに何かご意見ありましたら、どうぞ。

どうぞ、永田委員。

○永田委員

ありがとうございます。

中部電力様には、いろいろ詳しい資料とご回答をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、担当させていただきました費目は、人件費、それから原子力バックエンド費用、それと公租公課、設備投資関連費用、事業報酬ということでございまして、おおむね今までの審査に基づいて厳格に査定させていただいたということと、バックエンド費用等については、いろんな意味でも、いわゆる法律等々で決まっている部分がございまして、ここを新たに見直す等々は、今の段階では厳しいと思います。

それから、公租公課等も、ある意味ではこれ、租税措置法の世界の話ですので、これについては計算課程を厳格に確認させていただきました。

それで、幾つか議論になったところで、1つは、大きな議論というか私自身が重視していたのは、設備投資関連費用でページ数で行きますと51ページから52、53あたりにかけて議論がございました51ページで言う「原価変動調整積立金・別途積立金」のうち繰延税金資産を除いた部分については、レートベースから控除したという、今回取り扱いとしては、56ページの結論、「検討の結果②」の中の②のところに記載されているように、「これについては別途積立金及び繰越

利益剰余金の合計額から繰延税金資産を控除した額に相当する額をレートベースの額から自主的にカットしていることを確認した」という書きぶりにしました。

それで、1つは、そもそもこのレートベースについては、算定規則第4条3項におきまして、「基本的には例示列举されている項目について、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる資産についてレートベースに入れる」という取り扱いがあります。

一方で、営業費、この中に具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的である必要があります。これは、減価償却です。レートベースから除いた部分についての減価償却費については当然除くという考え方が前提だと理解しておりますけれども、今回の場合、いわゆるレートベースから積立金を控除し、それから繰延税金資産については戻し入れています。これをどう取り扱うのかというのが、他社のケースとの整合性が重要です。この原価算定規則の取り扱い上、今回のケースは自主的にカットしたという取り扱いであるのか、そもそも適用の仕方が不適切なのかという、このあたりが私個人的には非常に悩んだところです。又、2番目に指摘しました減価償却費の話をより厳密に考えた場合は、自己資本、積み立てた部分を控除したということは資産から控除したわけですから、その見合いの減価償却費が本来あるではないかと、しかもそれをどう特定できる、実務的には特定できないと思うんですね。

○安念委員長

できないでしょうね。できないですよ。

○永田委員

ええ。できないので、したがって減価償却費の部分については、これはある意味では検討しなかったと。結果として検討できなかったということになったと思っています。

そういう意味で言うと、この部分についてはいろんな議論はあるでしょうけれども、1つは自主カットという考え方なのか、それとも規則の適用について、違う考え方を適用されたということと考えるのかは、今後の査定がもしあった場合、それについて配慮すべき事項ではないかと理解しております。

それと、もう1つは大きな議論として、やはり事業報酬のところは、やはり議論が、幾つかの論点であったと理解しております。1つ目は、いつから起点をとるかということで、2年ということと、最終的には査定方針が固まったというか、そういうところから2年さかのぼるということは、1つの考え方として委員の中で統一があったということと、一方で、事業報酬率2.9%と機械的に計算した場合3.0%になるというところですが、これをいわゆる増査定はしないという考え方なのか、そもそも事業者の申請が2.9%、それを3.0を下回るから、そういう申請枠を受け入れたという考え方にするのかということで、委員の中でも、多分これは議論が分かれるところ

だと理解していますので、今回はこういう結論になったと。

それで、1つ考え方としてあるのは、いわゆる増査定を、場合によっては現実的にしなくてはいけないケースとして、個人的に考えるのは、例えばキャッシュアウトがどうしても伴ってしまう場合と、外生的に決定する場合です。最終的に適用期間が、外生的に決まって今回みたいな事業報酬率が変わる場合です。

そのときに、キャッシュアウトが伴う場合でしたら、やはりそこは増査定をしないと現金支出をきちんと料金の中に担保してあげるとというのが1つの考え方としてあるのでしょうけれども、事業報酬については、キャッシュアウトはないと思われます。基本的にはキャッシュアウトがあるようなものではなくて、逆に事業報酬率をどこまで利益として見込んでいくのかということだと理解しておりまして、そうした場合は、逆に能率的な経営を徹底することによって、ほかの費用項目でこの分を増査定をしなくても捻出できるのではないかという考え方も1つあるのではと考えます。

そのあたりについては、非常に難しい議論だと思ってますし、今回の考え方を前提にした場合、これが基本として考えるのか否かということも含めて、継続的に議論する必要があると個人的に思っております。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。確かに、理論的には、やや未消化感が残ったというのは、私もそのとおりだと思います。

特に最後の点は、申請と行政処分との関係というリアリスティックな問題に法律家としては翻訳できるところでございまして、そもそも処分庁というか、この場合は経済産業大臣の認可の対象というのは何であるかということ、それは申請ということになると思うんですが、申請に対して認可するかしないかということしか、経済産業大臣としては権限がないわけですが、その場合そもそも増査定と称するものが法律上許されるのかどうかというのは、これまたローヤー的な理論としては、1つあるんだろうと思います。ただ、その点について、私の非力も大いにありまして、わからないままという。

今回において結論を出さないままに言い出しましたので、永田委員がおっしゃるように、十分理論的には、実務的にはこれでよろしいと思うんですけども、理論的に完全に消化し切ったかとはなるとやや未消化感が残ったというのは、私もそのように思いました。ありがとうございます。

ほかに、ご発言、いかがでしょうか。

それじゃ、またご発言いただいて、後で考えていただいてももちろん結構ですけども、じゃ、オブザーバーの方々、いかがですか。何かご発言あったら、片山課長も含めて。

それでは、楓さん、どうぞ。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

全体的な感想を申し上げさせていただくと、中電さんも非常に質問等に対してまじめにお答えいただいたし、先生方も非常に真剣に議論をいただいたというふうに思っています。

ただ、全体的な感じで申し上げますと、あくまで公企業会計というか財政面からの切り込みはされてはいますけれども、いわゆる価格者はおりませんので、ですからバックエンドだとか、そういうところは数字だけの議論になっているのではないかなというふうな、そういう感想を持っています。その点が1点。

それから、もう1点は、今回の申請の最終年になってもいわゆる競争入札35%、ただ、これも一般競争入札ではないですね。指名競争入札、それからあと随意というふうな、この辺のところなんか見ると、やはり、これは中電さんだけではないと思いますけれども、やはり地域独占的な、そういうような面が非常に大きく出ているのではないかなというふうに思います。

それから、やはり工事の発注件数が多いというのは、これは十分理解できますけれども、ただ副社長は誤請求とおっしゃいましたけれども、これは誤請求じゃなしにあくまで虚偽の請求だというふうに、私どもは理解している。

こういうことを防ぐためには、一定のラインを引いて、金額ベースで例えば1,000万以上とか、どの辺が適当かわかりませんが、引いていただいてやるなり、全体の工事の中の1%は無理にしても0.何%は、現場に実際に、この発注元のほうが竣工検査に立ち会うというふうな、そういうようなシステムをつくるべきではないかと。

それから、特にここは経産省でございますのでぜひお願いをしておきたいのは、電力料金についての現在の総括原価方式については、いろいろ問題がたくさんございます。この辺の総括原価方式について、改めて消費者の意見を聞くような場を、ぜひおつくりいただきたいということをお願いしておきたいと。

以上です。

○安念委員長

ほかにいかがでございますか。どうぞ、河野さん。

○河野全国消費者団体連絡会事務長

感想のようなものになってしまいます。

本当に、消費者として、電気料金値上げ審査の場に加わらせていただきまして、本当にありが

とうございました。気づいたことも、やっぱりたくさんあります。スイッチを押せばすぐ使えるというふだんの生活で、本当に当たり前と思っていた電気なんですけれども、実は電力会社さん初め、本当に数多くの関係者の皆さんのお力で家庭に届けられているということ、本当によくわかりました。

発電、送電に必要な、この原価の積み上げである、その総括原価方式という難しい、今、楓さんもおっしゃっていましたが、算出規定があって、一方的な料金決定方法には思えたんですけれども、でも実はさまざまところで非常に考え方が示されていて、消費者が過度な負担を負わないようにする、見方によっては消費者保護の仕組みであることなど、そのあたりも私は、この審査の過程で勉強したというふうに思っています。

それで、東電さんから始まって7社目であります中部電力さんの値上げ審査なんですけれども、多分、中部電力さんは、他社と比べて分が悪いとか、自分たちだけもしかしたら損しているんじゃないかとか思われたのかなというふうには思っています。

本当にこれまで積み上げられ、ある意味で非常に研ぎ澄まされたこの審査小委員会と、それから委員の先生方のその厳しい目が、経営の隅々まで点検することによって過剰な経費のかかなりの部分はそぎ落とされたのではないかというふうに、オブザーバーとしてこの委員会の審議に立ち合わせていただいて、感じたところでございます。

本当に冷静で、公平な審査をしてくださった委員の皆様には、感謝申し上げます。

それから、また、すみません、言葉がおかしいかもしれない、事業者の味方だとずっと思っていた資源エネルギー庁さんと、それからエネ庁の職員の皆さん、もう本当に公正な審査を担保するための、その情報整理ということに関しましては、非常にご努力されたというのが、もう目の当たりにしましたので、本当にそのご努力にも敬意を表したいと思います。

それで、震災とその原発事故で、社会は変わらざるを得ないと思っております。

電力システム改革も進んでいきますと、競争というのが始まってくると思います。その競争が、消費者にとってプラスなのか、それとも不利なのかというのは、まだ見えてきていません。

でも、本当に経営効率化と顧客サービス、私たちのほうを向いたさまざまな提案とか経営に、ぜひ力を入れていただきたいし、力を入れざるを得ない社会になっていくのではないかというふうに思っています。

それで、本当に今回の査定というのは、中部電力さんにとって新たな電力供給ビジネスに向けて、その会社のオーバーホールだったって、こんなに多分細かいところまで、資料提出のもあったと思いますけれども、全部を見直す機会というのは、ふだんやられているとは思いますが、先生方の前でこんなふうに資料を出されることもなかったと思いますので、本当に会社のオ

ーバーホールだと前向きに受けとめていただきたいというふうに思っています。

最後に、楓さんもおっしゃいましたが、国に対してお願いがございます。

エネルギー政策、基本計画が閣議決定されました。消費者から見ると、非常に不透明な将来像だというふうに思っています。電力会社さんに、これだけ情報提供と説明責任を課しているんですから、ぜひ、国の施策にも国民が冷静に考える場と十分な情報を示していただきたいというふうに思っています。

なくてはならないエネルギーに対して、私たち国民は当然のことながら税金であれ、料金であれ、その支払いを通して応分の負担をしなければいけません。ぜひ、それを冷静に考えられる状況をつくっていただきたいと思います。

以上で私の発言を終わります。ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

青山さん、ぜひ。

○青山日本商工会議所産業政策第二部副部長

3点ほど申し上げます。

まず、この審査が開始された11月7日の第6回審査会で、富田・名古屋商工会議所中小企業委員会副委員長（当時）からの意見陳述をいただきました。中部電力様、また関係者の皆様への要望と同時に期待ということであったと思います。いま一度、改めてご確認いただければ幸いです。

また、今日が締めくくりの会議ということでございまして、恐らく平均〇〇%の値上げというような報道があるかと思いますが、中小企業、例えば分かりやすいのは夜間電力に依存して利益を確保しているような企業においては、その平均の2倍、3倍、4倍の値上げ率でございまして、その中において他の原材料費は下がるということはないですし、下げるような交渉力はありませんので、そうすると人件費を削るということになってしまうという現場の実態があります。こうしたマイナス面というものを改めてご認識いただければと思います。

もう1点は、ちょっと個別の細かい話になってしまいますが、前回、前々回の資料にあります、申請原価上の「当社労務単価」について、中部5県の「公共工事設計労務単価」は（平成23年度→25年度で）15%以上上がっているが、当社労務単価は据え置いているという説明がございました。

もちろん、据え置いても適切に工事はできていくという見込みのもとであろうかと思いますが、据え置いているということだけで言えば、受注者の方では利益を削るとか、あるいは赤字受注す

るとか、そういったことも考えられます。

あるいは、震災を踏まえまして、国土強靱化ということも我が国の大きな課題になっていると思いますけれども、緊急時の対応に心配はないのかとか、そもそも公共工事設計労務単価が上がっているのは、公共工事の入札不調が増えているといった現状を踏まえてのことですが、将来的にそういうことはないのか等々、心配もございます。

いずれにいたしましても、お願いばかりで恐縮ですけれども、低廉、安定供給を早期に回復していただくということと同時に、無駄遣いせずに原価は抑えていただくということと同時に、さらに、適正な対価を払って地域経済の好循環にも貢献していただきたいということが要望です。非常に難しい話ですが、ただ、それは地域の、中小企業の期待、希望でもありますので、課題山積で本当にご苦労だと思いますし、敬意を表させていただきますけれども、中部電力様、すべての関係者の皆様をお願いをしたいと存じます。

○安念委員長

どうもありがとうございます。

片山さん、何か。

○片山消費者庁消費生活情報課長

いやいや、本当。

○安念委員長

いえいえ、最後ですよ、これ。

○片山消費者庁消費生活情報課長

肃々と。

○安念委員長

肃々と。ありがとうございます。

オブザーバーの皆さんのご発言は、何となく最後っぽくなってきましたけれども、じゃ、そうだな、松村先生にご発言をいただいて、その後、皆さんに一言ずついただきましょうか。

○松村委員

順番で結構です。もうこれで最後だと思ったので上げただけですから。

○安念委員長

ああ、そうなの。じゃ、もう。じゃ、その締めの一言ずつを頂戴いたしましょうか。

じゃ、まず、秋池委員からお願いします。

○秋池委員

毎回のことなんですけれども、資源エネルギー庁の事務局の皆様、本当に膨大な仕事をしてい

たきまして、ありがとうございました。大変、毎回そう思いますが、本当に大変だったと思います。

また、中部電力の皆様も、それに応える形で精緻な情報を、公表されたものだけではなくて、たくさん提供いただいて、議論の材料を準備いただいたということ、ありがとうございます。

そして、オブザーバーの皆様も、お時間をたくさん使っていただきまして、鋭いご意見を頂戴して、ありがとうございました。

私は個別の査定では、効率化関係その他を担当しましたが、今回、修繕費というものの中で、過去に抑制した分を、将来どう戻していくかということが新しいテーマだったわけですが、我々なりに安定供給とのバランスを考えながら非常に悩みつつも、ある査定をさせていただきました。

今後は電力に限らず、さまざまなインフラが、この安定供給とか安全というものと、それから効率化とかコスト削減とか、そういったもののバランスを考えていかなければいけない時代に来ているのだと考えておりまして、そういった中で、適正な運営が行われていくことを検討する必要があると考えたところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございます。

梶川委員。

○梶川委員

今回、中部電力さんのご申請は、財務に多少、他の電力と比べて総体的に状況がいいということとを前提に審査ということをやったものでございますから、これは、エネルギー消費者から見て値上げの必然性について、かなり詳細に審査させていただくということで本来の意味を、またその必然性に対する信頼感を持っていただくということが必要ではないかという観点をもって審査に臨ませていただいたということでございます。

そういう意味では、審査の知見の蓄積等もございまして、かなりより詳細にということになったような気がいたします。

その点、中部電力さんにされましては、もともと随分いろいろ、今までの審査の過程を見て、ご努力いただいたはずであるのに、なおかついろいろ厳しい審査になったというようなご感想になられるかもしれませんが、私としては、今申し上げたような、より高度の信頼性という過程の中で、こうした財務の総体的にはいいということとの関連で、いい審査になったのではないかというふうには思っております。中部電力さんがそうお感じになるとは思いませんけれども、

社会的には非常に意味のある形になられたのかなというような気がいたします。

それで、そういう過程の中で、今、秋池さんもおっしゃられましたけれども、この総括原価というのは、将来に向かっての適切な経営行動を前提としたあり得べき標準的なコストを算定するという、その概念なんだと思うんですけども、その中で、ある意味では期間的に広がって、その過去の流れの中で、期間的な時系列的な視点を広げまして、過去の適切な経営行動も前提に、将来に向かっての適切性が判断されたという、この広がりというのは1つ特徴的な形で、私は、自身の担当科目でもあったせいで、見させていただけたというような気はいたします。

最後に、本当に中部電力さんの真摯に資料等をおつくりいただきまして、ご説明いただいたことについて非常に感謝いたします。また、本当にこの審査、携われば携わるほど事務局の方の本当のご努力というのは、頭の下がる思いでございます。

また、オブザーバーの皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

すみません。先ほど、しゃべらせてもらったからもうパスしようかと、ちょっと思ったんですけども。

今、梶川先生がおっしゃったように、私も、もう十分な知見がある上での、改めて中部電力さんの審査だったもので、もっと簡単に終わるのかなというふうに、全く素直な感想として思っていたものが、申しわけないんですけども、審査というのはやればやるほど、前回、もしかして見落としていたのではないかなと思えるようなところがまた浮き彫りになったりして、本当に思わぬ、長引くというか、長くなったなという印象が、まずあります。

それでも、恐らく中部電力さんにとってよかったのではないかなというふうに、私は思っております。それで、今回特に効率化等のお話、何度もやり取りをさせてもらったと思います。こういう結果が今後の中部電力さんの経営体質に反映していただくとをすごく期待しております。

それで、そうすることによって、値上げを認可した後、そういう体質が進んで、また逆に収益が上がって、それが、また値下げにつながるというふうなことで、私たちに還元されるということを期待したいなと思っておりますので、近い将来、ぜひそういうふうなことを目指してやっていただきたいなと思います。

それで、それはそうなんですけれども、あと1つ。ここで言うべきことかどうかわからないんですけども、公聴会や皆様のご意見を聞く中で、やっぱり原子力発電との関係が、毎回すごく浮き彫りになって、私自身も非常に気になりつつ切り込めないというか、約束事の中で決まっているという範囲でしか審査ができないということが、非常に心残りというか、どうにかできないかなと思っています。具体的には動かない原子力発電所にお金を出すことが、結局私たちの料金につながっているんだという辺りのことが、やっぱり市民感覚からすると、なかなか納得いくものではないなと思いますし、LNGを買わなければいけないからそのコストがかかりますと言われれば、それはもう納得がいくのですが。広く原子力発電に関連する料金問題は、やっぱりもう少し、何というか、この制度の外なのかもしれませんけれども、検討していただけるようなことがあればうれしいなというふうに思います。

以上です。皆様、ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

じゃ、永田委員、お願いいたします。

○永田委員

先ほど、発言させていただきましたので、もう手短にします。

今回も、改めまして、関係各位の皆様には大変ご尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。改めまして、感謝申し上げます。

私から追加で1点だけ、毎回ご指摘させていただいているんですけども、今回の「国民の声」でもありましたけれども、いわゆる今回の申請原価と実績について、その後の事業的な評価というものを、制度としてどういうふうに設計するのか、しないのかも含めて、今後も継続的に、どの場になるのかわかりませんが議論する場があれば非常によろしいかと思っております。

まさしく、例えば再値上げとか、そういったときに、当初申請していた原価に比べて、事後どうだったのかを継続的にモニタリングする、もしくは第三者が検証することによって客観性があるもしくは透明性が担保できるかもしれないと私自身は思っております。そういうことを検討することによって、消費者の方と、それから事業者の方の共通の認識を持てる起点になるのではないかと思います。

たまたまイギリスの公的水道だとか電力だとかガスだとか、そういった公共機関の、政府関係者の方と、この前お話しする機会がありまして、イギリスでは、やはり同じように電力も含めて自由化したときに、我々みたいな審査の専門委員会以外の消費者の団体の方が、料金の仕組み等もかなり研究されて、そういう方たちが第三者的にチェックするような、機能を持たれていると

聞きました。いわゆる民度という、市民のレベルが、レベルというちょっと失礼ですけども、歴史の深みとか、公共インフラに対する国民の考え方、関与の仕方が深いというイギリス独特の歴史があったと私は個人的に理解しています。そういう意味も含めまして、あくまでも事業者と対立する消費者ではなく、一緒に考えていく消費者、国民の声を反映する制度ができれば非常に個人的にはありがたい、もしくはそれを期待したいということであります。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、松村さんお願いします。

○松村委員

まず、中部電力の良好な財務に言及された方がいらした。誤解のないように一言申し上げます。中部電力は、財務の状態が極めていいというのはもちろん認識しておりますが、だからといって、少々削ったって大丈夫だろうという判断で無体に削ったということは、絶対にありません。

今までの査定でも同様です。逆に財務の状況が厳しいところの場合には、適切な原価しか認めないと財務上まずいという配慮で、適切でないものも原価算入を認めて料金査定を甘くしたなどということは、今まで一度たりともなかった。同様に、今回も財務状態がよいことに配慮して、他の会社よりも査定を厳しくしたということは、全くありません。

賃金の水準などは、今までの先例に合わせて出ているから削減されることはなく、全体の削減率が他社に比べて小さくなると予想しておられたと思います。その割に、もしこの後、出てくる料金値上げ率の数字がすごく低くなっていたとして、そうすると、それは財務がよかったから無体に削った結果なのかとは、決して解釈しないようにお願いします。それは事実と反します。自然体に適正な原価として認められるものは認め、認められないものは認めないということ、他の電力会社と同様にやったつもりであります。

それから、今までも含め事務局は不眠不休で努力してくださって、本当に私たちも頭が下がります。そのような忙しさにもかかわらず、一件一件、ちゃんと調べるようになどと無体なことを言って、本当に申しわけありませんでした。しかし、やれることは全部やっていたいたと思っております。

それから、今回、中部電力からは、少なくとも私はそう思っているのですが、他の電力会社に比べても多くの資料を出していただきました。何か情報を隠しているとかという印象は基本的には受けず、非常に詳細なデータを出していただいた。誠実な対応をしてくださったことに関して感謝いたします。それで、今、そんなことを言ってもしょうがないのですが、たくさんデータを

出していただいたので、たくさん間違いがあり、その結果として、また更に作業が必要となったということがあった。しかしこれは中部電力の作業が極端にずさんで不正確だったからではなく、たくさん出していただければ、ある種の事務ミスが起こるのは当然のこと。クオリティが低かったということでは決してなかったと思います。あくまで誠実に出していただいた結果だったと思います。予想外に手間取った部分があったとしたら、そういうこともひょっとしたら原因になっているかもしれない。いずれにせよ、情報が隠された結果として遅くなったのではないということでは強調させてください。

次に、今後のためにβ値の件で一言申し上げます。先ほど委員長が整理くださいました。そのような整理の仕方、法的な整理としてはよくわかりました。ただ、もしそのやり方をとるとすると、2.9と申請を出したときに、最後の最後のぎりぎりのところでβ値が下がるようなショックが起こると下げられてしまうけれども、上がるようなショックが起こったときには上がらないという、電気事業者に非対称的なリスクを負わせてしまうことになることは、私たちは留意する必要があります。その場合には、もちろん構造的な変化があった場合は別として、最後、何か異常なことがあって不自然にβ値が下がったなどということがあったときに、もともと電力会社が出した時点では2.9と出したのは、妥当であったということを認定すれば、その後の異常なショックで、仮に2.8になったとしても2.9を認めるとかの措置があってもいいのかもしれない。そうしないと、リスクだけ一方的に負わせるということになるかもしれない。この点について、今後必要な場面に応じて考える余地はあると思います。

中部電力は、きっとこの査定に関して悔しいというか、何でこんなに削られなければならないのか、そしてどこが削られたのか担当者を見るとあいつか。あいつだけは絶対に許せんと思っていることが、山のようにあると思います。批判は甘んじて受けます。一方でこちら、この点に踏み込めなかったのは悔しい。今の制度からはこれ以上はできなかったというのは当然ではあるのけれども、トーエネックの件も含めて、悔しいと思っている件も山のようにある。恐らく中部電力が悔しい、許せんと思っているぐらいの数、私の方も悔しいと思っている点もあるのだということをご認識ください。

研究開発費については担当で、文字通り1件1件見ながら、この局面で本当に必要なものなのかというようなことは、議論いたしました。それで、特に電中研経由のものに関しては、私、いまだに、どうしてこの危機的な状況で、なおかつ電中研のもので他の電力会社も費用を負担している案件に関して、中部電力以上にはるかに財務的に厳しい他の会社も負担するという状況で、何でこの局面でこんな研究を始めなければならないのか、と思うようなプロジェクトがそれなりの数あり、私は大層不満でした。

それで、これに関しては、今までも1件1件と見て、これはこの局面では認められないというようなことを言ってきた。すると、電力会社はその経験を踏まえて、この名目で出すと認められないからというので、はねられた部分は別に認められそうな件名に変えて出してきたのではないかという疑念を抱かざるを得ない、そうだと断言するわけではありませんが、私は、正直今でも疑っているようなものがありました。何としてでも電中研を支える、名目はなんでもいいから総額で電中研の研究費はこれだけは確保するという強い意志のもとで、査定されても査定されても、とにかく何か名目を考えて出してくるということをしているのではないか。本当に、真摯にこの危機的な状況で、コストを削減しようとしているのだろうか、消費者の利益よりも電中研の利益、あるいは自社の研究部門の利益を優先しているのではないかという感想を、私は持ちました。しかし残念ながら私が今言ったことが正しいということを証明することはできませんが。

ただ、このようなやり方をずっと続けていても、これはだめだと言ったとしても、次のラウンドでは名目だけ変えてまた挑戦してくる。だめでもまた出し直す。そして、私たちが見逃してしまった研究プロジェクトは、既成事実となってしまう。これを繰り返すことになると、私たちは砂浜で城を建てているような感じで、私たちの努力は結局無駄になってしまうのかもしれない。しかし、そうであっても誰かが1件1件、ちゃんと見て、そのようなことを許さないという強い意志で査定していくことが、今後必要だと思います。

今後も、これだけ経験を積んだのにもかかわらず、恐らく余り省力化されなくて、1件1件見る、したがって膨大な労職がかかるというのは続くと思います。事務局には大変申しわけないですが、これは今後も続けていかなければならないと思っています。

次、電力会社の常識と、私たちの常識が大きく食い違っていると思った点がいくつもありました。調達のことなどは、典型的なものなのです。これ以外にも辰巳委員も最初のラウンドでご指摘になった、例の水力発電のところもそうです。私自身は、3年間で本当に構造的な変化があったという可能性はゼロではないと思っています。本当に電力会社が真摯にそう思っており、かつ証明できるなら、今後出てきたら認めるべきだと思います。

ただ、これについては、キロワットとキロワットアワーの区別もつかないようなばかな審査委員たちがばかな査定をしたというふうには、電力会社自身は上品な方たちですからそんなことは言わないと思いますが、電力会社が恥ずかしくて言えないようなことをネット等で、代弁して言ってくれるような人たちが、今後そういう発言を繰り返すことがあるのかもしれませんが。そのときには、ぜひ、中部電力が出した資料を、普通の人の常識と照らし合わせてもう一度見ていただきたい。

キロワットとキロワットアワーの違いぐらいは、もちろん私たちだって十分わかっています。

しかし、例えばキロワットに大きな影響を与えるものとして、私たちのような素人が思いつくようなこと、例えば風力発電に関して風況だとかに影響はないのか。委員会で指摘した中部電力の幹部の発言は、風力発電と水力発電の比較で出てきたものですから、風力発電は関係ないとは言わせません。あるいは、キロワットに影響を与える豊水・渇水の偏差には気象変動は影響を与えないのか。あるいはキロワットアワーに影響を与えるものなら、降水量とかには気象変動は影響を与えないのか。こういうものについては一切大きな変動はないのにもかかわらず、洪水の確率だけが構造的な変化をおこし、過去3年間の傾向が今後も続くと言われるという都合の良い説明がもっともであると説得できるほどに、十分な資料がここに出ていたかどうか。あそこで出された資料では、キロワットとキロワットアワーの解説は十分していただきましたが、普通の常識からしておかしいという疑問に答えるようなものになっていたかどうか。

私は、原理的にあり得ないと変更を拒否したのではなく、あの説明では到底納得できなかったので、今回のような結論になったと考えています。

批判をする前に、3度もやりとりしてようやく出てきたあの資料で、十分説得できていたかどうかを、もう一度きちんと考えていただきたい。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、南委員、いかがでしょう。

○南委員

まずは、後で知ったんですが、前回、体調を急に崩したせいで、委員会の成立を危ぶませたようでごさいますて、大変申しわけありませんでした。体調の管理不足について、お詫び申し上げます。

中部電力の皆さん、本当にお疲れさまでございました。関係各位の皆様、本当にご尽力ありがとうございました。

オブザーバーの皆様も、貴重なご意見、本当にありがとうございました。

今回、幾つか議論が出ていますけれども、自己資本が厚い中キャッシュフローが苦しいというのを説明しながら、ご理解を得ていくというところについて苦心されたのではないかと考えておりますし、それをご理解された上で、いろいろ自主カットを織り込んだり、過去の他社の申請をご検討されて、その査定方針にのっとって申請されてきたという中で、こんなに時間がかかって、また、かなり査定されてしまったという点については、いろいろご意見があるかもしれませんが、松村先生がおっしゃったとおり、資料もたくさん出てきて、かついろいろな新たな

論点というのは必ず出てくるので、適正にやった結果だということでご理解いただければなというふうに思っているところです。

私の担当は、永田先生が先ほどおっしゃった永田先生と一緒にのところでございますので、事業報酬も担当でございます。

事業報酬については、 β 値の問題についていろいろありましたが、特に最後に問題となった点、つまり、増査定はないのかという点については、今後も検討していく必要があるんだろうなと思っています。

人件費については、細かいですが、地域行政との関係で、長野県は関東かという議論がありまして、長野県が関東だと言われると、若干の違和感を感じるんですが、だからといって客観的な資料の指数では長野県は関東に含まれているところを、感覚的に含まれないとするのはどうなのか、ほかの指数を取るとしてどういう指数を採用すればいいのかということも含めていろいろ議論した結果、関東に含まれるという前提で認めたということになっています。

もう何回も値上げの査定を経験いたしましたけれども、ちょっと料金委員の立場を若干離れて言うと、原子力発電所の再稼働問題っていうのは、この委員会の我々の多忙度にもかなり影響しているところがあって、今回の中部電力さんのご申請では、浜岡3号機が28年1月、4号機は9年1月ですか、稼働することを前提に申請されているからこそ、逆に言うと値上げがこの程度で済んでいるという面もあるわけで、原子力発電所の再稼働問題、もしくはもっと大きな視点からいうと、原子力発電を誰の負担でどういうふうにエネルギー政策として位置づけていくのかという点が、電気料金だけにフォーカスするとかなり国民負担ないし電力料金の決め方について影響があるということを改めてというか、再認識しているところでありますし、火力に大きく依存している現状、今、実は原発ゼロで動いているんですが、そのような方向性が果たしていいのかという点も含めて、エネ庁さんですとかお役人の方々には、さらにご検討いただきたいなど。

決して、何回も審査委員会をやるのは、もう勘弁してくれと言っているわけではありませんけれども、ちょっとそういうところを感じました。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

先ほど、松村先生がおっしゃった点は、これから詰めなければならないというか、少なくともローヤーとしては考えなければいけないことなんですが、1つの考え方としては、例えば β 値が当初の申請時には、例えば0.9であったものが、時間がたつにしたがって例えばそれが1.0になったというような場合は、法的には当初の申請を一たん取り下げて、新たな申請をするということ

は、これは当然可能なことでございます。

ところが、このようにいたしますと、新たな申請でありますので、新たな申請であることによるさまざまな手続を全部、一からとらなければならないのか、つまり例えば公聴会を行わなければならないのかという問題が生ずるだろうと思うんです。

これは、それはそれでいいという考え方もあると思うんですが、それが余りにも煩瑣であるというふうに考えるのであれば、申請のある一部分については、一種の補正というんでしょうか、その補正というのは語句の補正とか、そういう意味では、過ちの補正とか、そういう意味ではなくて、やや比喩的でありますけれども、特許法上の当初の出願に対して、途中で特許請求の範囲や明細書の一部の補正というのでできることになっておりますが、そういう内容的な補正ができて、かつその補正の効力が、当初の申請のところにさかのぼるという、遡及効のようなものを認めるという、そういう構成が、あるいはあり得るかなというふうに思っておりますが、そういうことがあるんなら、どうして最初から言わないんだというふうに、今、中部さんには言われたんですけども、何となく試行実験としては、そんな考え方があり得るのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ちゃんと勉強しないといけないマターだなと思いました。

というわけで、中部電力さんからも、ご感想と申しますか。

○勝野取締役副社長(中部電力株式会社)

はい。

中部電力の勝野でございます。いろいろとありがとうございました。

昨年10月の申請以降、長期間にわたりまして、安念委員長初めとして委員の皆様、そしてオブザーバーの皆様、さらに事務局を務めていただきました資源エネルギー庁の皆様、大変なご尽力を賜りまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

当社は、浜岡原子力発電所の停止以降、全社を挙げて、徹底した経営効率化に取り組んでまいりましたが、電力の安全・安定の供給を継続していくために電気料金の値上げをお願いさせていただきました。

料金申請に当たりましては、先ほど来ご意見を頂戴したように、先行他社さんの効率化などを、すべて織り込んで申請させていただきましたが、当委員会の議論の中でも、要員計画ですとか高経年化設備の取替え対策など、議論を深めていただきました。

また、本日ご提示いただいた査定方針案につきましては、やはり私ども、まだ詳細まで深く読み込んでおりませんけれども、大変厳しいものであるという認識でございます。

これから当社といたしましては、この委員会で、あるいは査定方針でご指摘いただいた内容を

しっかり受けとめまして、これからの経営に反映できるよう全社を挙げて、聖域を設けることなく、更なる徹底した効率化に取り組んでいきたいと考えております。

また、私、個人的な印象でございますけれども、先ほど河野オブザーバーからございましたように、要員計画ですとか劣化設備対策の議論を深めていく中で、電力って、燃料調達から発電所・送電線・配電線の建設あるいは取替などの修繕に当たって、本当に多くの人が従事され、あるいは大変な費用がかかるもんだと。スイッチを押せば電気が来るものだと思われがちなんですが、そうではないという内容を何回かの議論を通じて、理解いただけたという貴重なご意見を頂戴しました。

説明者である私にとってはとてもありがたいことなんですけれども、やはりお客さまに常々、双方のコミュニケーションがやはり行き届いてないなということを痛感した次第でございまして、日ごろ、積極的に取り組んでいるつもりではありますけれども、またこれを機会に、しっかり丁寧にお客さまに説明していきたいと考えております。

引き続き、ご指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○安全委員長

ありがとうございました。

それでは、意見もほぼ出尽くしたと存じますので、本日提示されました「中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）」を、当小委員会として採択をしたいと存じますが、それでよろしゅうございましょうか。

もっとも、辰巳委員がご指摘になりました修文の点、それからひょっとするとこれからまた読み込んでいって、てにをは等、内容にわたらない、ごく技術的な修正が必要な点があるかもしれませんが、それについては、私にご一任をいただいてもよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、お配りしている資料3につきまして、ただいま申しました修正を必要であればどこした上で、委員会の査定方針案として公表したいと存じます。

この査定方針案は、茂木経済産業大臣に対しては、事務局からご報告をしていただくことになります。

委員各位には、ご多忙のところ9回に及び、大変精力的なご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

河野さん、楓さん、青山さん、それから片山課長におかれましても、オブザーバーとしてご参加をいただき、ありがとうございました。

当小委員会としては、公聴会と並んで直接に、今シビル・ソサエティと申しますか市民社会と

接する、またとない窓口となっていていただきまして、この間、いろんなご指摘をいただき、私どものと申しますか、このきょう取りまとめました査定方針案に対して、その議論の視点を広くし、また深くするということについて、極めて甚大な影響を与えていただいたと思います。

オブザーバーの方々のご参加を仰ぐことがなければ、多分、我々のアウトプットはもっと貧困なものになっていたというふうにおそれるところでございます。本当にありがとうございました。

それから、事務局の各位には、文字どおり不眠不休というのはそのとおりでございまして、私のところに来るメールも、わざとそうしているんじゃないかなろうと思うんですけども、午前2時とか3時とかいうタイムスタンプになっておりまして、この人たちはいつ寝ているんだろう、そこそこ寝てはいるんだろうと思うんですが、それでも大変だっただろうと思うんです、本当にお疲れさまでございました。

しかし、エネ庁の事務局がそれだけ働いているということは、電力会社の料金チームを中心とするカウンターパートもまた同じように働いて、あるいはそれ以上に働いてこられたわけですし、その点のご苦労についても、深く敬意と謝意を表すところでございます。

本当にありがとうございました。

中部電力の料金値上げ認可申請の審査については、当小委員会として、これをもって一定の役割を果たしたことになりますが、委員各位には、必要に応じ本件についてご相談する場合もあろうかと存じますので、その際は、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後に、高橋電力・ガス事業部長からご挨拶を賜ります。

○高橋電力・ガス事業部長

高橋でございます。遅刻しまして、失礼しました。

この委員会で、中部電力の料金認可の申請につきまして、9回にも及ぶ議論を積み重ねていただきまして、大変ありがとうございました。

委員の先生方には、公聴会にもお運びいただきまして、また「国民の声」等、寄せられた意見、あるいはオブザーバーの方々からいただいたさまざまな意見を踏まえまして、専門的な見地から、相当委員の皆様方でも、意見の対立もあったと思いますけれども、安念委員長のもと、きちっとまとめていただきまして、大変感謝を申し上げます。

今、委員長からもお話がありましたように、茂木大臣に報告の上、消費者庁との協議を経て、最終的な料金の認可に向けて、今後作業を進めてまいりたいと思います。

これまで、皆様方に、本当にご苦労をおかけしましたけれども、大変感謝申し上げます。

また、中部電力の方々にも、審査にご協力いただきまして、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

3. 閉会

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の会議は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——